

((((伝建群だより)))

編集・発行

桐生市総合政策部伝建群推進室推進係

平成24年1月1日発行

臨時号

No.14

Tel 0277-46-1111(内線346, 639)

Fax 0277-43-1001

E-mail denkengun@city.kiryu.gunma.jp

伝統的建造物群保存地区として 地区指定が決定します。

本町一、二丁目の全域と天神町一丁目一部（天満宮周辺）は、1月17日付けで
伝統的建造物群保存地区に指定される予定です。

地区指定に際し、住民の皆様にはご協力を頂きありがとうございました。

なお、今後は、重要伝統的建造物群保存地区の選定に向け取り組んでまいります
ので、これまで同様に住民の皆様のご協力をお願いいたします。

※地区指定後(1月17日以降)は建物の 建築行為に許可が必要となります

地区指定後は、伝建地区としての環境を保っていくため、建物や工作物などの
修理や新築などを行う場合、事前に届け出を行い許可を受けて頂くこととなります
ので、住民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、現在、修理や新築などをお考えの方は、「伝建群推進室」「伝建まちなか
交流館」までご相談下さい。

【許可が必要な主な建築行為】

- ★建物や工作物などの修理を行う場合
(外壁の塗り替えなども対象となります)
- ☆建物や工作物などを新築する場合
- ★建物や工作物などの増築を行う場合
- ☆建物や工作物などを取り壊す場合

【問い合わせ】

- 伝建群推進室
電話 0277-46-1111 (内線 346)
FAX 0277-43-1001
- 伝建まちなか交流館
電話 0277-22-1122
FAX 0277-22-1122

～伝建群を目指して～

伝統と創造 粋なまち 桐生